

平成 22 年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成 22 年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

	<p>(1) 空間構成 ①建築物の配置計画 ②ゾーニング・動線計画 ③要求室等の計画 ④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 意匠・建築計画 ①要求室の機能性・快適性等 ②図面表現等</p> <p>(3) 構造計画 ①構造種別、架構形式及びスパン割等の計画 ②市民ギャラリーの構造計画</p> <p>(4) 設備計画 ①空調方式、設備スペース及び設備シャフトの計画 ②収蔵庫の計画 ③常設展示室の照明計画</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ① 「要求図面のうち 1 面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」 ② 地上 2 階建てでないもの ③ 図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ④ 床面積の合計が「1,800 m²以上、2,200 m²以下」でないもの ⑤ 次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 常設展示室、市民ギャラリー、ホワイエ、収蔵庫、搬入・荷解き室、エントランスホール、アトリエ、研修室、レストラン、事務室、学芸員室、屋外創作広場、設備スペース、エレベーター、便所 </div> <p>⑥ その他設計条件を著しく逸脱しているもの</p>
採点結果の区分（成績）	<p>○採点結果については、ランク I 、 II 、 III 、 IV の 4 段階区分とする。</p> <p>ランク I : 「知識及び技能」 * を有するもの ランク II : 「知識及び技能」が不足しているもの ランク III : 「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランク IV : 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの * 「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランク I 、 II 、 III 、 IV のそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランク I : 41.8% 、ランク II : 27.8% 、ランク III : 23.5% 、ランク IV : 6.9%</p>
合格基準	採点結果における「ランク I 」を合格とする。